

第七回 参議院農林委員會會議錄第三十号

昭和二十五年四月二十一日(金曜日)午後三時三十分開会

本日の會議に付した事件

○地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、輸出農林水産物検査所の出張所設置に關し承認を求めの件(内閣提出)

○造林臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(楠見義男君) それではこれから委員會を開会いたします。速記を止めて下さい。

(速記中止)

○委員長(楠見義男君) 速記を始めて下さい。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、輸出農林水産物検査所の出張所設置に關し承認を求めの件及び造林臨時措置法案を議題にいたします。この承認を求めの件は、参議院の方が先議として提案されておりますので、案件の内容も極めて簡単なものと存じますが、そのおつもりで御審議を頂くことにいたします。両法案とも、これより農林大臣から、提案理由の説明を伺うことにいたします。

○國務大臣(森幸太郎君) 輸出農林水産物検査所出張所設置承認につきましても、提案の理由を御説明申し上げます。輸出品の価値の向上及び品質の改善を図り、輸出貿易の健全な発達を期するため、昨年三月十五日から輸出品取締法に基き検査を実施して来ておるの

東京に、支所又は出張所を小樽、横濱清水、名古屋、神戸及び岡山の六ヶ所に設置して実施して参つたのであります。然るに、その後貿易上の制限が緩和され、輸出数量が増大すると共に、門司港の航行が自由になりましたので、今後九州産のものは門司港を通じて輸出される場合が増大すると予想されるのであります。

九州で生産される輸出農林水産物は、種子、百合根、花菱、木材、木ろり、毛皮等であります。

現在九州地区には検査所が設置されておられませんので、必要のあるときは岡山等から出張して検査しておるため、門司に出張所を設置したいと存するのであります。

以上が出張所設置に關する提案の理由であります。何とぞ慎重御審議の上、速かに御承認あらんことをお願いする次第であります。

次に、造林臨時措置法案につきましても、その提案理由を御説明申し上げます。

すでに多くの人によつて指摘されておりますごとく、我が国の森林は、戦時及び戦後の過伐、濫伐により、年々森林蓄積への喰込伐採を強行して参りました結果、資源は漸次縮小化の一途を辿り、現在民有林だけで凡そ百二十万町歩を超える造林未済地が累積しておる有様であります。このような森林の再生産過程における著しい不均衡が、国土の保全はもとより、将来の林

産物需給の上にも重大な支障を招くにいたることは、多くを申上げる必要はないと存じます。

植伐の均衡を取り戻し、更に森林資源の長期維持を確保して参りますことは、今後のわが民有林行政において最も重要にして、且つ困難な問題でありまして、あらゆる施策を結集してこの問題の解決に当らねばならないのであります。なにかんなく再造林を確保し、林業成立の基礎を確立すること、その重要な課題を達成する第一歩であると存するのであります。これかため政府は、昭和二十四年度より民有造林五ヶ年計画を樹立し、これが実施の裏づけとして補助、融資、樹苗、確保の対策を講じておるのであります。が、これと共に森林所有者自身の造林意欲を喚起することが緊急の要務でありますので、ここに造林臨時措置法案を提出した次第であります。

以下本法案の主要な内容について、概略御説明申し上げます。

第一は、造林地の指定であります。この法律の施行のときから今後五ヶ年間に、現に存する伐採跡地、無立木地又は散生地たる森林原野であつて、国土の保全上急速に造林を必要とするものを、造林地として指定いたします。造林地を指定するには、その造林計画を定めてすることとし、造林地の指定があつたときは、その所有者又は使用収益権者が、造林計画に定められた期限までにその計画に従つて植栽を完了することが期待される次第であります。

第二は、造林者の指定についてであります。造林地の所有者又は使用収益権者が造林計画に基いて植栽を行う意思があれば、その旨を予め一定期日までに申出させることとし、その申出がないときは、別に造林者を指定し、その者が代つて造林を行うのであります。又造林地の所有者又は使用収益権者が造林をするつもりでその申出をした場合でも、造林計画に定められた期限までに植栽を完了しなかつたときは、同様に造林者を指定することとしております。

第三は、地上権の設定であります。造林者の指定を受けた者は、造林計画に定められた期限までにその植栽を行うために、造林地の所有者に対して造林地の地上権の設定に關する協議を求めることが出来るものと、協議がととのわなかつたときは、都道府県知事が裁定することとしたのであります。指定造林者の植栽した林木は、地上権設定の際取決めた割合で、指定造林者と造林地の所有者との共有となるのであります。

第四に農林地の調整についてであります。自作農創設特別措置法により開拓適地として指定され又は未墾地若しくは牧野として買収されたものについては、造林地の指定をすることができないこととすると共に、造林地については、自作農創設特別措置法による指定又は買収の処分ができないこととし、林地と農地牧地との土地利用を調整し、且つ造林地の経営の安定を確保

するよう措置したのであります。

以上が本法案の内容であります。森林の荒廃が災害の頻発等公共の福祉に大きな支障となつておる現在において、この法案の趣旨は、森林を所有する人々にも十分理解されておることと考えるのであります。何とぞ御審議の上、速かに可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(楠見義男君) 最初に、簡単でありますから、輸出農林水産物検査所の出張所設置に關し承認を求めの件について、若し御質疑がございすれば、御質疑をお願いいたします。

○藤野繁雄君 提案の理由書によつて見ますと、九州で生産される輸出農林水産物は、種子、百合根、花菱、木材、木ろり、毛皮、こう書いてあるのでありますが、水産物はないのであります。伺いたいと思うのであります。

○委員長(楠見義男君) 検査課長から説明させます。

○説明員(田下武弘君) 今のお話の点は、輸出検査所は、食料品の検査所と、それから農林水産物の検査所と二つになつておるのでございます。お話の食料品関係、罐詰とか、或いはその他の食料品は、輸出食料品検査所でやつておりますので、これは現在も門司に出張所が置いてあります。農林水産物の方、ここに挙げました、花菱、百合根、木ろり或いは木材関係というふうなものについては、現在ないものでありますから、そつちの関係の出張所

を設けると、こういふわけでありま
す。

○藤野繁雄君 私の知る範囲内においては、ここに書いてある百合根でありますという、九州では長崎県、佐賀県が最も主なる産地であります。従つて、そういたしますといたしましたならば、長崎に出張所を置くことが、この点から考えて見ますという、適当であらうと考えるのでありますが、この点お伺いしたいと思うのであります。

○説明員(田下武弘君) お話の百合根

につぎましては、長崎県佐賀県が百合根の中心産地になっておるのであります。併し、花菱につきましては福岡県が中心産地になっております。そういう品目別に見ますと、それ〴〵産地の県は違うのでございますけれども、輸出検査の本来の建前といたします

と、輸出港において検査をするのが建前でございます。併し実際門司から積出す場合もございますし、或いは百合根のようなものは、神戸から積出す場合もございます。今度門司港に出張所を置きまして、門司港から出るものと、輸出港において検査をするのが建前でございます。併し実際門司から積出す場合もございますし、或いは百合根のようなものは、神戸から積出す場合もございます。今度門司港に出張所を置きまして、門司港から出るものと、

だけを検査するという意味ではございませんので、九州地区に置く検査所として、場所を門司港に置きたい、かように考えたわけでございます。従いまして、九州の各産地にもそれぞれ検査の品目によりましては長崎県、或る品目につきましては福岡県、或いは

その他の品目につきましては佐賀県に行つて検査する場合もあると思います。

○加賀操君 この出張所を置く必要な
予算及び人の措置はできておるのでござ
いますか。

○説明員（田下武弘君） 予算の方は、

大蔵省の二十五年度の予算で認められております。これは輸出農林水産物の

検査所で四千三百三十一万八千円と思
います。四、三千三百三十一万八千円と
いう予算で、すでに門司港について八
人の人を置くという予算を認められて
おります。ただ非常にこれを承認をお
願いするのが遅れましたのは、行政管
理庁で新規増員の分は今年相当大きく
削減するという話がございます。先
だつてまで実は農林省の定員が決まら

なかつたわけです。その削減の一つの項目に挙げられておりまして、非常に行政管理局の初めのお話のように人を削減されるならば、とても門司に出張所を置くことは無理だ、人数の点から言いますと……、ということですが、遅れたわけでありまして、幸い先だつて定員が決まりましたので、大体これ

ならば少し削減されましたけれども、門司にやはり出張所を置く方がいいんじゃないかということになりまして、実は今回遅れましたが、お願いしたたことは今回遅れました。人数は、さつき申しました大体八人を予定しております。

○委員長（楠見義男君） 外に御質疑もなければ、この案件は極めて簡単な案でないから、これより直ちに採決したいと思います。この輸出農産物検査所の出張所を設置することについて承認することに御賛成の方の御起立をお願いします。

〔総員起立〕
○委員長（楠見義男君） 総員起立、よ
つて全会一致を以て本件は承認するこ

とに決しました。例により御署名願います。

多数意見署名

池田宇右衛門 藤野 繁雄

柴田	門田
政次	定藏
加賀	北村
操	一男

徳川 宗敬
岡村文四郎
山崎 恒

○委員長(楠見義男君) 次に、造林臨

時措置法案について御質疑を行うわけでありすが、これは一つ質疑の前

に、林野庁の方からいろ／＼従来の五ヶ年計画の關係もあり、又予算或いは資金計画等についても御計画があると申しますから、その方の御説明を予めして頂いたらと思います。それでは奥原林政課長から説明を聴取することにいたします。

○説明員（奥原日出男君） 造林臨時措置法案の大体の要旨につきまして掻摘んでお話し上げたいと思うのであります。まず第一は、この法案の狙いとして、

するところでございますが、これは森林所有者及び使用収益権者という本権者が積極的に造林をしなければならぬという意欲を起させるように推進するというのがこの法律の狙いであるのであります。法案の内容について

て入つて参りますれば、第三者が造林者として指定されて、そうして造林をなし得る権利を取得すると、こういうふうな構成に相成つておりますけれども、これは要しますのに、本権者をして造林をさせたいと、こういうふうなことを推進いたしますための一

つのからくりには過ぎない次第であるのでありまして、従いまして以下申上げまするごとく、飽くまでも本権者を優

先させまして、本権者が明示又は黙示の造林行為の放棄をいたしました場合でない限りは、第三者が機会を取得す

ることがないような法律構成をとつて

おりまする次第であります。併しな
ら林地に關しまする本権者が造林をし

て行かなければならないという。こういう拘束を受けますことは、林地の所有権又は使用収益権と申しますものが、公共の福祉から参ります一つの制限を受ける。従つてそれに関しまして財産権は公共福祉ということから来る要請の枠の中においてのみこれを行使し得る次第であるのでありましてこの程度の拘束を加えますことは、

憲法の認めております財産権尊重の精神にも反しないものであると考えております次第であります。この法律の精神をいたして参ります前提措置といつておりますが、法案の第一條第三項に謳つておりますがごとく、造林に関する補助金の交付、資金の融通、苗木の確保等の施策は、政府としても十分責

任を持つてこれをやつて参らなければならぬ次第であるのであります。補助金の問題に關しましては、昭和二十五年度的におきまして、約十九億の公共事業費の計上をいたしております、これによりまして、二十五万町歩、そ

のうち人工植栽の分が二十三万三千町歩であつたと承知いたしておりますが、これに対します財政的な裏付を拡充し得た次第であるのであります。

次に、苗木の問題につきましては、地域間のアンバランスの問題はございましてけれども、とにかく日本全体を通

じて見まするならば、二十五年間の造林予定面積に対しまする苗木の補給は十分確保いたしておる次第であるのであ

ります。ただ一つ尙はつきりいたしておりません点が金融の問題でございます、これはエイド・フアンドの中

で産業資金として計上せられておりま

予備が取つてあるのでございしますが、長

期資金の融通を産業界において絶対に必要としたしております現在の実情に鑑みまして、この予備の二百八十億に手を付けて参りたい、こういう観点から、かねて関係方面とも交渉を進めて参つたのであります、中間的には或る程度、十億の造林金融をするというふうな程度において、話が纏まりかけたこともあつたのでありますが、又子

の後におきましては四億六千万円、破産
か、中金からの中金債券の発行限度、拡
張になります造林に對します融資と
絡み合せまして、約七億六千万円ばか
りの造林融資をいたしたいと、こうい
うような案も更に折衝をいたした次第
であつたのであります。然るに關係方
面におきましては、明会計年度におき

まする対日援助資金の問題がはつきり見通しが立つまで、この予備の金に手を付けることは見合せたいというふうな線が非常に強く出て参りまして、口今こういう数字で決まつたということをはこでのお話上げるところまで話が

進展いたしておらない次第であるのでありますが、目下の交渉の段階は、この四百億の産業資金の中に農林業関係のいたしまして若干のものを入れたらいい、そうしてそれに造林金融も何かが確保するという案と、少額の金をこの四百億の産業資金に付け足しをいた

しまして、そうしてその中で四百億の
中から出します場合よりは相当多額の
造林金融をやつて行くというふうな二

つの案を以ちまして、いろいろ交渉を進めておるような次第であるのであります。尙造林金融は性質上長期の低利

資金たることを必要といたしますの

で、これが利子補給の問題につきましましては、エイド・ファンドから出ますものについては、或る程度大蔵省事務当局との間におきましても、四分五厘程度のものを利子補給はするといふ点について話合は一応付いておきますような次第であるのであります。

以下法案の内容につきましまして簡単に申し上げますが、先ずこの法律で取上げます造林というものの範囲は、人工植栽の方法によります針葉樹又は省令で定める闊葉樹の森林造成を言うのでありまして、省令はお手許に配付いたしてございます通り闊葉樹といいたしましては、「かし」「くり」「くぬぎ」或いは「きり」「油」「きり」等々の特用樹種を取上げたいと、かように存じておる次第であります。第五條において規定いたしておりますごとく、知事は伐採跡地等になつております森林又は原野につきましまして、国土保全という観点から、又総合的な土地利用という観点から、且つ技術的経済的に造林が可能である、こういうふうなものにつきましまして、林地として保持すべきものを判定いたしまして、そのものについて緊急に造林を行う必要を認めました場合に、これを造林地として指定をする、こういうふうなことにいたした次第であります。第六條で規定いたしておりますごとく、以下申述べますものにつきましましては、造林地の指定はできないことになつておるのであります。第一は、国の所有又は管理に属するものでござります。これによりまして、国有林につきましましては造林臨時措置法は適用いたさないことに相成るのであります。これは国有林の利用の問題は国有林野法の規定によ

つて処理するのが適當と考へる次第であるからであるのでありまして、国有林野法におきます部分林の制度の現状におきましては、地元の福祉施設として恩恵的に狭い範囲にのみこれを承認いたしておきますものを、今後は造林臨時措置法の精神と併せましまして、これと同じような基準に該當いたしますので、国といたしまして造林が困難なものにつきましましては、申請によつて積極的に部分林の設定をいたして参りますように国有林野法の運用を改正いたして参りたいと、かように存するものであります。第二は、自作農創設特別措置法によります買収予定地でありますとか、そういうふうな措置のありました土地につきましましては、造林地として指定をしない、こういうふうなことにいたしたのであります。第三は、先程も申し上げましたごとく、造林地の指定は飽くまでも、山からだけの見地だけでなしに、総合的な土地利用計画についてこれをやつて行く、こういうふうな考えでありますので、従つて一方におきましては、総合的な土地利用計画に基いて造林地に指定いたしたものにきましては、自作農創設特別措置法によります政府の買収等の措置をいたさないということになると共に、自作農創設特別措置法によります売渡しのありましたものにつきましましては、これは造林地の指定をしないことになつておりました。次第であるのであります。造林地の指定をいいたしますに当りましては、第七條に謳つてありますように、造林計画を定めて、これを公表いたしまして、そうしてこれに對します異議の

申立の機会を與へる次第であるのであります。この造林計画は結局施業案の編成のあります林地につきましましては、その施業案に従つてこれを定める、こういうことにいたしておるのであります。すでに施業案につきましましては、昭和二十六年を以て国有林に編成を完了した予定であるのであります。これにつきましましては森林所有者というものは相當実情に習熟いたしておきますので、造林計画が決して森林所有者の意外といたしますような不当な拘束を加へるということとは全然ないわけでありまして、これは全期間を指定いたしまして、森林所有者又は使用収益権者に不當な拘束を加へないような趣旨から、伐採後二年を経過した日以後の時を定めなければならぬ。且つ七條の四項に謳つてございますように、その地方におきまして造林の慣行でありますとか、或いはその段地の面積、その大きさ、そういうふうなものをも勘案いたしまして適當な期限を定めさせる、こういうふうなことにいたしております次第であります。造林計画に對します異議の申立がなされた場合に、その申立のすべからず決定がなされた場合、又は異議の申立が全然なかつた場合におきましては、そのときを以て造林計画を確定いたしまして、そうして知事はこれによつて造林地の指定を公告によつて行ふと、こういうふうなことに相成る次第であります。

次に、造林地の指定がなされた場合に、これについて造林を行います者の問題でございます。第十三條において謳つておきますごとく、造林地の所有者、又は使用収益権者といふものは、造林計画に基きます限り自由に植栽を行うことができる次第であるのであります。ただその造林行為の放棄といふことに基きまして、第三者を造林者として指定するという事後の手続きに移ります関係上、造林地の指定がなされてから、定められた期間内に届出をしなければならぬといふことが要請されるだけの次第であるのであります。造林地の所有者と、使用収益権者と両方があります場合に、どちらに造林者として優先させるかと、こういうふうな問題に關しましては、これは行政の關與外にこの問題を置きたいと、かように存じておるのであります。これは當時者間の權利關係によりまして、使用収益権者から届出がなされますれば、当然使用収益権者がやり、又使用収益権者が造林行為を全然放棄いたしまして、そうして所有者から届出がなされますれば、これは所有者が行ふ。その際におきまして權利關係の調整につきましましては、尙後程必要な規定を挿入いたしております次第であります。造林地の所有者、又は使用収益権者から届出がございませぬ場合に、造林地をなすべき者を募集することによりまして、知事はその造林地について造林をなすべき者を募集することによりまして、知事がこの申出をして來ました者に對しましては、造林者の指定をするに當りましては、山村の実情に鑑みまして、林業経営権といふものが兼ねられるというふうな恐れを防止いたしたために、一応自家勞力及び経営能力を持つてゐる個人及び個人の集團、又は自家勞力はないが必

要なる経営能力を持つてゐる個人、こういうふうな者を一般企業者よりも優先させると、こういうふうな工夫をいたしておきます。この次第であります。地方の実情によりまして学校林或いは公共団体の基本財産等の造成を図つた方が適當であると思はれるところにおきましては、これらの団体を造林者として指定することができると、こういうふうなことにいたした次第であるのであります。造林者が造林計画に定められた期限までに植栽を完了しなかつたとき、或いは植栽はしたが極めて成績不良で問題にならない、こういうふうな場合、或いは指定された造林者が造林計画に基く植栽を中止するといふような積極的な届出をした場合、こういう場合には指定を中止して、改めて只今申上げましたと同じ手続によりまして、知事は造林者となるべき者を募集する、こういうふうなことに相成る次第であります。その点は第七條あたりに必要な規定を挿入いたしておる次第であります。併しなから造林者が造林を完了すべき期限までに植栽をやつておらないといふことにつきましまして、努力はしたが苗木を手に入れたことができなかったとか、或いは造林に必要な資金の融通、又は補助金の交付を受け得る資格を持つておるに拘わらず、その融通又は交付を受けることができなかったために造林ができなかつた。そういうふうな場合におきましては、造林計画で定められた期限の延長を申請することができると、これに對しては知事としてはその事由が正しいかどうかという判定をするだけであります。正しいと認めた場合には當然期限の延長をしなければならぬ

というふうな規定を第十五條に置きまして、要するに不当なる強制を加えることのないように工夫をいたしておきます次第であるのであります。

次に、造林者として指定せられし者が、その造林を実施いたし得るためにどういふ権利を取得するか。これにつきましては第四章の第十九條に規定いたしておりますが、結局これは地上権又は賃借権というふうなものを當事者間において協議をして、その内容については自由に話し合を付けさせる、こういうふうなことで進みたいと存じておるのであります。ただ第十九條におきましては地上権の設定に關し申入れをして、話が付きません場合におきましては、知事が必要なる裁定をする、こういうふうなことにいたした次第であるのであります。この規定によりまして、地上権が設定せられし場合におきましては、第二十條に關つておきますが、指定造林者と造林地の所有者との間におきまして林木を共有する。これによりまして所有者がその取得すべき分歩合について権利を確保し得るような措置を講じております次第であるのであります。尚、先程も申し上げましたように、本権者が、所有権又は使用収益権を持つております本権者が届出をしたに拘わらず、他に届出をしないという使用収益権者がおつて、その権利だけが後に残つておりますもの措置を付けますためと、又造林者として指定を受けた者が、あるのではありませんが、その際においてすでに届出をしない使用収益権者だけがあり得る場合等の、やはり同じようなその使用収益権との間の調整を図ります必要に鑑みまして、第二十二條におきまして、造林地についての他の権利の消滅に關し得る協議を求めることができ、こういうことによりしたのであります。又造林の完遂上、林木育成以外の目的にやはり造林地を使用するといふふうなものがあつた場合には、その使用が植栽に妨げになります場合におきましては、その使用の制限又は停止に關する協議を求めることができ、というふうなことにいたしておるのであります。その内容については話し合が付きません場合につきましては、裁定によつて必要な解決を図る、こういうふうなことを考へたのであります。要するに、この法律は造林地につきまして、植栽が完了するまでを規定いたしておるのであります。その後の森林利用に關しは、これは一般に森林法の規定によつて規律するべきものと考へるのであります。したが、施業案尊重という觀念を保持し、関係上、二十二條におきましては、この施業案に従つて育成伐採をしなければならぬという趣旨、精神規定を挿入いたして置きました次第であるのであります。

以上を以ちまして法案の大体の構成を概観してお話申し上げます。

○委員長(補見義男君) 法案の裏打になる造林五ヶ年計画、それから苗木の手当等の問題について引續いて御説明をお願いいたします。

○政府委員(横川信夫君) 御承知のように戦時から引續きまして非常な濫伐、過伐に陥つておりました。民有林におきましては百六十万町歩の人工植林の予定地を残しておるような次第であります。昨年度から造林五ヶ年計画を

実施いたしまして、速かにこの要造林地の解消を図りたいということ、お手許に差上げました二枚目の資料にありますが、造林五ヶ年計画を樹立したものであります。昨年度は人工造林におきまして、十七万町歩植栽を大体予定いたしまして、完了いたしております。二十五年度におきましては、予定は三十一万町歩であります。そのうち人工造林地二十三万町歩の予算を獲得いたしまして、目下着々事業を実行中でありまして、幾分五ヶ年計画はズレておりますので、二十九年度まで幾分この五ヶ年計画がズレて参ると考へております。尚これに伴います所要の苗木であります。昭和二十一年度から五割、二十二年度は四割の苗木養成の補助をいたしまして、二十三年度は二割の補助をいたしまして、二十三年に、苗木養成の意欲が非常に高揚いたしました。本年度の所要約十億本の苗木の確保が只今見通しが付いておるわけでありまして、そのために向造林事業の増加に伴ひまして、苗木事業も事業として成立つようになりまして、二十五年から苗木の補助金は停止されることになつたのでありますけれども、その他金種措置或いは所要の肥料の確保、或いは不足果に対する生産者の結び付きというふうな方途によりまして、苗木生産業者の事業の安定というふうなことを図つて参つておるのであります。数字につきましては、御覽を願へば分ると思ひますので、この点省略いたします。

○委員長(補見義男君) どうぞ御質問がありましたらお願いいたします。

それでは最初に委員長申されましたが、この法案は、衆議院と参議院の林業関係の議員の方で以て構成されております。林業懇話会でかねて御検討になつておつた案件であります。実は前国会に議員提案を以て、こういうふうな法律案を提案するやうな計画もあつたのであります。たゞ政府でも同様な計画がございましたので、国会側の案と政府の案とを突きませ、その間林業懇話会の議員の方でも、林野庁と協力せられて、結局政府提案といふことになつて、前国会に提案を待つておつたのであります。予算関係その他の関係で提案が遅れて、この国会になつたのであります。林業懇話会の議員の方々に代つてそのことを委員長から申上げて置きます。

○岡村文四郎君 この問題はこれで申しませんが、丁度大臣がおいでになつておるので、どうも顔を見ると……い顔はしないのであります。……(笑) 長いこと大臣も苦心をされ、我々も非常に期待を持つております。報奨物資のことがどうなつてゐるのか。(笑) 實は昨日閣議でお話を願うといふお話を聞きまして、首を長くして待つておつたので、この際あつては聞きませんから、そのことだけを……。

○國務大臣(森幸太郎君) 昨日でありましたか、この問題について内容を御報告申し上げておつたのであります。別段それが進展したわけでもないわけでありまして。ただ何かおかしい、口約束だけでははつきりせぬではないかという御心配がおのずからそこに湧いて来るのではないかと思ふのであります。

すが、これにつきましては、農林省といたしまして、自分が財務当局でないために、一つの不安は皆さんと同じことなであります。事が何を申しましてでも国家の経費を使用するのでありますから、確かな上にも確かめてルーズな処置はいずれの場合におきましてもでき得ないものであります。今日も朝からこの問題で関係が寄ることになつておりましたが、大蔵大臣が少し遅れまして、閣議の途中でこの問題を御相談申上げる考へをいたしておりました。参議院でありましたか、緊急質問がありましたので、呼び出しを受けまして、その会議の結末まで私はおろなかつたのであります。大體財務当局の考へ方では、十三億とか或いは十五億とか、茫漠なものであつては処置のしようが困る。三億四千万の価格差補給金に対してはこれは処置することができ。その後における在庫品の時価との差額がどれだけになつておるかといふことをはつきり擲んで貰わなければ困る。それは全敏連の調査もあつたのであります。又農政局の又食糧庁関係の調査もあつたわけですが、ただ范漢と十三億、十四億、こういうのであつては処置のしようがない。而もそれは現在予備金から支出するわけでもない。又予備金があつたところ、これは一方的に支出するわけでもない。併し閣議で昨日、一昨日でありましたか、了解いたしました通り、在庫品に対しては政府として現在の時価に合うやうに何とか処置しなければならぬ。この方針は変りないのであります。ところが在庫品がどういふやうな状況にあるか、これをもう一つはつきり擲って欲しい、これが財務当局の

考え方でありまして。それで十分申しませうれば、單位協同組合の手持が、いわゆる在庫品がどれくらいあるか、目減りがどうなつておるか、この数字を擧げて貰つて、初めてその金額に対してどう処置するか、何とかするに於いては処置の方法も具体的に考えなければならぬ。今のようなただこいう数字で約十三億ではどうも処置のしようがない、こいうことであつたのであります。それでありまして、農林省といたしましては、直ちに内容について具体的な数字を擧むということに今朝から指令しまして、その調査を進めておるわけでありまして。これは財務當局で言ふのも無理のないことだと思ひます。その金額をどういふように処置するかということについては、今關係方面へ持つて行けば、一遍にはねつけられるに決まつておりますから、それに対しての処置をどういふふうに講じて行くか。そしてそれをどういふように將來処置して行くかということ、は、政府として更に研究を進めて行かなければならぬ。いづれにしても正確な数字を擧むということは、先ず以て今日といたしましては必要であらうと、こいう今日の會議の要望であつたわけでありまして。

○岡村文四郎君 農林大臣のお話のようなら、これは聞くところもあり、そのうであると思うのですが、実は私は聞きませんが、随分心配しておりますことは、大蔵大臣がこんな約束は聞いたことはない。こんなものは知らぬ、こいうので、それはどうも怪しからんじやないかというのが今から挙つておる証拠なんです。そんなことはない筈だ、農林大臣も閣議で一応決定になつておるのだから、あとの処置は事務局がやるということも言つたことがあるが、そんな話は知らないということ自體が困るじやないか。そこで財務當局が如何にどうするにしても、大臣からそうしろということはどういふものか、駄目になつておるのじやないか、こいうのが一般の關係者の心配なんでありまして。大臣の言うようなら、こいう知らないのは当然でしょうが、そこでそうなるという、今まで配給をした、私共が元から言つております五十二億に対しての金額の何ぼとこにはならぬのですか、どうなんですか。

○國務大臣(森幸太郎君) これはいつかも申上げました通り、その理論は立たない。どうしても売れない在庫品だけに對しては処置する。これより処置の途の立てようがない、こいうことです。それから大蔵大臣がそんなことはおれは知らぬといつたという噂が伝わつておるようでありますが、大蔵大臣といつたしましては、今手持は三億四千萬円しか財務當局として考へる金はないのであります。それでありますから、その立場において十三億、十五億なんといふことは言ひ得ないのであります。ただ在庫品に對しての価格差といふものに対しては、政府として責任を持つて考慮する。その金は何ぼになるかといふことは、今のような調査をはつきりしなければ分らない。大蔵大臣としては、今公然といふのは三億四千万円しか持つていない。その後は勝手に大蔵大臣がこうします、あはしますといふことは關係方面との事情もありますから、それは財務當局としては言ひ得ないと思ふ。こいう立場にお

るのだからと私は思ひます。決して大蔵大臣が在庫品に對するものをおれは知らぬ。こいうことは考へないといふようなことは絶対言つておりません。在庫品に對しては処置する。併しその金が十五億になる、三億四千万円はあるが、後の差額の九億、十億、それは何とかしようといふことは、今の段階においては大蔵大臣は言ひ切ることはできない。だから在庫品に對しては適當に処置をする。併しその金額が何ぼであるといふことは、今財源を持つておるわけではないから、大蔵大臣の立場といつたしましては、よろしい、九億でも、十億でもやるといふことは言ひ得ないが、併し原則として在庫品に對しましては自転車にしても、或いは魚肥にしましては、在庫品に對しては適當な処置をとるべきであるといふことははつきりしておるのであります。ですから、財務當局の立場として残りの九億をどうするか、それは引受けて何とかしよう、こいうことは今のところ言ひ得ないと思ひますから、そこは一つ御了察を願つて、がち／＼言つておると突當つてしまふのでありますので、その辺御了承願ひたいと思ひます。

○山崎恒君 只今大臣おつしやられる三億四千万円は大蔵大臣は持つておるというのには、先般説明された織物消費税或いは物品税のなくなつたものがそれだけの大体額になる、こいうことに私は共は了解しておるのですが、それと問題はこゝの先般私共十三億といふ線を大体言ひ出して、それによつてまあ全国の農民も、あの當時代表者も大体その線が呑めるものだといふよ

うな考え方の方で歸つておるのですが、今になつてこの予算的の処置が非常に大蔵省としても困るといふようなことであるが、大体現在の在庫品に對する価格差、価格差といふものは、政府が補償し得るといふことになりまるといふと、むしろその二十四年度の報奨物資約五十二億のものに對して、これを十三億値引きするといふことに、これはもう先般の大体意見で十三億といふ案が出たのであります。併し三億といふと、配給をすでにとつてしまつたものと、現在ストックしてあるものが、そこに配給を受けてしまつたものが、その恩恵に浴することができないといふことであつた。あの當時ブルルにすることがよいのじやないか、こいうような意見が出て、まあこいうブルルで計算して貰おうといふような考え方でおつたのですが、大体十三億といふ線が出ておるのですから、五十二億の報奨物資に對して十三億といふものを大体引いたものによつて、現在のストックといふものが急速に全國隅々まで調査することに非常に期日がかかるこゝろな点がありはせんかと、こゝろ思われますので、十三億といふ線によつて、この全般で按分したら大蔵省としても呑めるんじやないかと、こゝろ思われますが、その辺はどういふものですか、一つお考えをお聞きたいと思ひます。

○委員長(楠見義男君) 速記を止め

○委員長(楠見義男君) 速記を止め

(速記中止)

○委員長(楠見義男君) 速記を始め

て……。それは本日はこの程度で散会いたします。

午後四時五十七分散会

出席者は左の通り。

委員長 楠見 義男君
理事 池田宇右衛門君
藤野 繁雄君

委員

岡田 宗司君
門田 定藏君
北村 一男君
柴田 政次君
加賀 操君
徳川 宗敬君
山崎 恒君
岡村文四郎君

國務大臣

農林大臣 森 幸太郎君

政府委員

農林事務官 平川 守君
(大臣官房長) 横川 信夫君
林野庁長官 奥原日出男君

説明員

農林事務官(林野庁林政課長) 田下 武弘君
農林事務官(大臣官房検査課長)

四月二十日本委員會に左の事件を付託された

一、地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、輸出農林水産物検査所の出張所設置に關し承認を求め

るの件
地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、輸出農林水産物検査所の出張所設置に關し承認を求め

最近における外国貿易のすう勢にかんがみ、左のとおり輸出農林水産物検査所出張所を設置する必要が生じたので、その設置について地方自治法第百五十六條第四項の規定による国会の承認を求める。

出張所名	位置
輸出農林水産物検査所門司出張所	門司市